令和８年度

「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合

推進事業（スポーツが地域振興に及ぼす効果等に関する調査研究）」

仕様書

令和８年１１月５日

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

１．事業名

令和８年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業（スポーツが地域振興に及ぼす効果等に関する調査研究)」

２．目的

スポーツが地域に及ぼす効果については、「経済の活性化」・「環境改善」・「健康の向上」・「交流の創出」・「ローカルブランドの醸成」等、多岐にわたる。

スポーツを活用した取組は、地域スポーツコミッション（以下「地域 SC」という。）をはじめ自治体や民間事業者等により、地域の特色も踏まえながら全国各地で行われており、実施内容はスポーツツーリズム、スポーツ大会開催、合宿誘致等様々である。また、スポーツを楽しむ場としてスポーツ施設が各地に存在し、地域内外の人々の交流の場を創出している。

一方で、スポーツに係る取組（※）が地域にもたらす効果は、経済波及効果などを除いて定量化されているものが少なく、対外的にアピールしづらいものとなっている。

本事業においては、経済効果に加えて環境・健康・交流・ローカルブランド等のスポーツが地域にもたらす多面的な効果を可能な限り定量化することで、スポーツが地域振興や地域活性化にもたらす真の価値を見える化することを目的とする。また、あわせて、自治体ごとの「スポーツを活用したまちづくり」の取組状況・課題・支援ニーズの把握と、地域住民が利用可能なスポーツ施設の現況を横断的に把握できている自治体を把握するために必要な検討を行う。

※　例：スポーツ大会・スポーツイベント・合宿・スポーツ教室等の開催、
スポーツツーリズムの実施、スポーツ施設機能の高度化、学校体育施設の市民開放

３．成果物

（１）事業全体及び取組毎の実施体制等を含めた事業スキーム案
（年間スケジュール案を含む）
（２）打合せの議事録
（３）各事業で実施したアンケート結果・分析報告書
（４）委託業務成果報告書及び成果報告書概要

なお、成果物は電子媒体（PDF 及び PowerPoint、Word、Excel 等のオリジナルデータ）によって納品すること。

４．委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和９年３月２５日（木）

５．納入期限

（１）開札後２週間以内
（２）各打合せ終了後５労働日以内
（３）～（４）令和９年３月２５日

６．納入場所

東京都千代田区霞が関３－２－２
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付　企画係
メールアドレス:stiiki@mext.go.jp

７．著作権の扱い

本事業における成果物に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、スポーツ庁に帰属するものとする。既に受託者が保有しているドキュメント等の著作権は引き続き同社に帰属するものとする。また、著作権がスポーツ庁に帰属するものについては、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

８．調査内容

（１）分析の対象となる自治体の提案

分析対象は、域内で地域スポーツコミッションがスポーツツーリズム事業等を行っており、かつ、域内に社会体育施設を有している自治体（※1）を想定。「経済の活性化」・「環境改善」・「健康の向上」・「交流の創出」・「ローカルブランドの醸成」等に寄与していると考えられるスポーツに係る取組を行っている自治体を３～５自治体選定すること（※２）。選定にあたっては原則、「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰を受けている自治体から行うこととする。

※１　地域 SC と自治体が何らかの形で連携をし、スポーツツーリズムを行っていること。また、施設については自治体所有であるか否かは問わない。

※２　取組の効果が複数の種類にまたがることは妨げないが、重点を置いている効果に偏りが生じないように選定すること。

なお、提案にあたり必要に応じてヒアリング等を実施すること。

（２）分析の前提となる指標及び当該指標の測定手法の設定

（１）の自治体におけるスポーツに係る取組がもたらす「経済の活性化」・

「環境改善」・「健康の向上」・「交流の創出」・「ローカルブランドの醸成」等の効果に関して、効果の種類ごとに定量化するための指標及び当該指標を測定するための手法を設定すること。

なお、指標及び指標の測定手法については、原則金銭価値化が可能なものを設定する。

（３）分析に必要なデータの収集・整理

スポーツに係る取組が地域振興・活性化にもたらす効果を分析するため、（１）で選定した自治体の人口・地理的特性等の基本情報並びに当該自治体におけるスポーツ関連の取組状況及びスポーツ施設の利活用状況に関するデータその他の効果分析に必要となるデータを収集した上で、分析に活用できるように整理すること。

なお、必要に応じて（１）の自治体等に対するヒアリング・調査等を実施すること。

（４）スポーツが地域振興・活性化にもたらす効果の算出

（３）で収集したデータを基に、（１）で選定した自治体におけるスポーツに係る取組がもたらす「経済の活性化」・「環境改善」・「健康の向上」・「交流の創出」・「ローカルブランドの醸成」等のそれぞれの効果について、原則金銭価値化して算出すること。また、それらの効果を合算した総合的な効果も算出すること。

（５）効果算出手法の横展開や今後に向けた情報整理

今回の事業により設定した指標や測定手法を参考にして各自治体におけるスポーツに係る取組による地域振興の効果を算出できるよう、横展開可能なものとして整理しておくこと。また、自治体におけるスポーツに関する取組や環境の実態を把握・可視化し、課題の整理や施策の検討に資する基礎的な情報を整理するための調査、集計・分析及び効果的なフィードバック方法案を作成すること。

（６）とりまとめ

上記の調査結果を事例集や報告書にまとめる。

９ 打合せの実施

受託者は、本事業の進捗報告や課題の共有、その他事業に係る検討を実施すること等を目的として、スポーツ庁と週１回を目安に打合せを実施すること。

その際、以下のことに留意すること。

（１）事業開始時、事業終了時の打合せは、必ず責任者（業務管理者）も同席すること。

（２）打合せの開催に向け、日程調整、議事次第等必要な資料の作成、打合せ後の議事録の作成を行うこと。

（３）円滑な運営を行うため、打合せ開催に必要な会場設営及びオンライン設備に関する準備を行うこと。

（４）事業の実施に必要がある場合、スポーツ庁と協議のうえ、随時打合せを実施すること。その際、当日の進行及び実施方法、運営体制等については関係者間で協議すること。

１０．事業規模

事業規模は２６，９９５千円（税込）を上限とする。

１１．応札者に求める要求要件

（１）要求要件の概要

① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(２)要求要件の詳細」に示すとおりである。

② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。

③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件である。

④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。

⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、スポーツ庁において行う。

（２）要求要件の詳細

１ 事業内容に関する評価

1-1 事業内容の妥当性、独創性

＊ 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。

＊ 1-1-2 仕様書記載の事業内容について全て提案されていること。

1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性

＊ 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔その手法に事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕

＊ 1-2-2 事業の実施方法や手順が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

＊ 1-3-1 各事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔各事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似事業の経験

2-1-1 過去にスポーツに係る取組の効果分析に関する類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

＊ 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。

＊ 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 事業実施に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

3-1-1 過去にスポーツに係る取組の効果分析に関する類似の事業をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

＊ 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が 100 人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

５　賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応札者が選択するものとする※１）

5-1-1 入札者である中小企業※２等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を 2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※１　経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※２　中小企業とは、法人税法（昭和４０年法律第３４号）第６６条第２項、第３項及び第６項に規定される、資本金等の額等が１億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

１２．再委託

委託事業の全部を再委託することはできないものとする。ただし、本事業の一部を再委託することが事業を実施する上で合理的と認められるものについては、事業の一部を再委託することができる。なお、再委託を受けた団体は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

１３．検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

１４．守秘義務

受注者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

１５．届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認

定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

１６．賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

１７．子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。

また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

１８．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

１９．協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。